

令和6年度群馬県食品衛生監視指導計画の概要

策定の目的

食品衛生法第24条第1項の規定により、都道府県等は、地域の実情を踏まえて、監視指導の実施に関する計画を定めることとしています。

群馬県食品衛生監視指導計画は、本県における食品関係施設への監視指導や流通食品等の検査等を効率的に行うことにより、県民の健康保護を図ることを目的としています。

適用区域及び実施期間

- 1 適用区域…群馬県内全域（中核市を除く）
- 2 実施期間…令和6年4月1日～令和7年3月31日

監視指導の実施体制

- 1 食品・生活衛生課…監視指導計画及びその他の施策の策定、公表
└─ 国、他都道府県等、庁内関係各課との連絡調整
食品安全推進室…食品表示監視指導、食の安全に関する情報発信、リスクコミュニケーションの実施、食品衛生検査施設の信頼性確保
 - 2 保健福祉事務所…食品関係施設の監視指導
 - 3 食肉衛生検査所…と畜検査、食鳥検査及び衛生指導
 - 4 衛生環境研究所…発生事案に係る検査、有害物質モニタリング検査
 - 5 食品安全検査センター…食品の規格・基準等の検査（理化学検査、微生物検査）
- ※厚生労働省、消費者庁、県内中核市、他自治体及び警察等と連携、協力しています。

食品関係施設への監視指導

1 重点取組事項

(1) 食品安全対策の推進

① HACCPに沿った衛生管理の実施状況等の確認及び助言・指導

HACCPに沿った衛生管理について、食品衛生監視員による定期的な立入検査等の機会を通じて、実施状況を確認し制度の定着を図るとともに、衛生管理計画の内容を点検して効果的な管理となるよう必要な助言・指導を行います。

② 食中毒未然防止対策の強化

特に発生頻度が高いノロウイルス、カンピロバクター、アニサキス等を原因とする食中毒の発生防止対策を強化します。また、近年植物性自然毒（毒キノコ・有毒植物）による食中毒が本県において発生していることから、キノコ・山菜シーズン前に、消費者及び事業者に対し予防啓発の強化を図ります。

さらに、広域食中毒に迅速に対応するため、感染症を含めた情報について群馬県広域食中毒・感染症連携協議会議等を通じて中核市と情報共有を図ります。

③ 輸入食品対策

④ 残留農薬等に係る食品衛生確保

⑤ 改正食品衛生法への対応状況の確認

(2) 食品表示の信頼確保

① 食物アレルギー表示の周知・指導強化

健康危害防止の観点から、製造所では使用原材料の点検や確認の徹底を指導するとともに、食品製造工程におけるコンタミネーションの防止対策について周知、指導します。

また、令和5年3月より特定原材料に「くるみ」が追加されたことから、表示が適正に行われるよう、周知啓発を図ります。（経過措置期間は令和7年3月31日まで）

- ② 食品表示法、景品表示法及び米トレーサビリティー法に基づいた総合的な監視指導
- ③ 中小小売店舗表示調査
- ④ 食品表示講習会の開催
- ⑤ 科学的検査による食品表示内容の確認

2 特別監視指導

観光地等における食品事故の未然防止対策として、宿泊施設や臨時営業施設等の監視指導を行います。

3 その他の事業

持ち帰りや宅配等のサービスを実施する飲食店への注意喚起・指導に加えて、譲渡により地位を承継した許可業者の衛生管理実施状況を確認します。

4 災害発生時の食品衛生の確保

災害発生時に被災地における食品衛生の確保に努めます。

立入検査計画

食品関係施設を食品衛生上の観点から重要度を評価し、A～Eランクに分類し監視指導を行います。

ランク	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	Eランク	合計
立入回数	年3回以上	年2回以上	年1回以上	2年に1回以上	6年に1回以上	
対象施設数	6	58	4,361	12,747	8,074	25,246
監視目標回数	18	116	4,361	6,374	1,346	12,215

食品等の検査

県内で生産、製造、流通している食品等の検査を実施します。

- ・理化学検査・・・ 735 検体
- ・微生物検査・・・ 228 検体
- 合計 963 検体

リスクコミュニケーション

食の安全に関する情報発信を充実するとともに、県民と食品等事業者との相互理解を促進します。

- 1 本計画の策定にあたって、広く県民の意見を聴取し計画に反映させます。
- 2 県民や事業者との意見交換会などリスクコミュニケーションを実施します。
- 3 県ホームページ、県公式 SNS、情報紙等の充実を図り、県民へ食品衛生・食品表示に関する最新情報を提供します。

食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進

（一社）群馬県食品衛生協会の活動に対し必要な助言・指導を行うとともに、自主検査等の自主的な取組に関する助言や講習会における情報提供等を通じて、食品等事業者自らが実施する衛生管理の推進を図ります。

食品衛生に係る人材育成及び資質向上対策

- 1 食品衛生監視員等を対象に研修を実施するとともに、国が開催する研修会等へ積極的に派遣します。
- 2 食品衛生推進員等に対し、講習会を実施するなど、資質の向上に努めます。